

プライス・アンダーソン法

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

プライス・アンダーソン法（プライス・アンダーソンほう、Price-Anderson Nuclear Industries Indemnity Act）は、1957年9月に成立したアメリカ合衆国の法律。原子力法の一部改正により原子力損害賠償制度を確立した^[1]。

概説

原子力事故の際の事業者の責任は約102億ドルを上限とする有限責任とされる。102億ドルの内訳は、第1次損害賠償措置として責任保険による3億ドルと、第2次損害賠償措置として事業者間相互扶助制度（1原子炉・1原子力事故あたり最大9580万ドルの遡及保険料が全ての原子力事業者から徴収される）による約99億ドルとである。

損害額が責任限度額（約102億ドル）を超える場合は、大統領が議会に補償計画を提出し、議会が必要な行動をとることになっている。

免責事由は、戦争のみとされている。^{[2][1]}この法律ができたことが契機となり、日本で1961年6月、原子力損害の賠償に関する法律が制定されることになった。

脚注

- [^]^a^b 原子力百科事典ATOMICA諸外国の原子力損害賠償制度の概要（10-06-04-02）
（http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?Title_Key=10-06-04-02）
- [^] 日本原子力産業協会シリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」【7】
（http://www.jaif.or.jp/ja/seisaku/genbai/genbaihou_series07.html）

「<https://ja.wikipedia.org/w/index.php?title=プライス・アンダーソン法&oldid=47892116>」から取得

カテゴリ: アメリカ合衆国の連邦法律 | 原子力関連法規 | 1957年の法 | 原子力事故
| アメリカ合衆国の原子力史

- 最終更新 2013年5月19日（日）18:36（日時は個人設定で未設定ならばUTC）。
- テキストはクリエイティブ・コモンズ 表示-継承ライセンスの下で利用可能です。追加の条件が適用される場合があります。詳細は利用規約を参照してください。